

重 政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題、更には国際金融市場の混乱や世界的な景気後退懸念といった課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

- 第170回国会 総理大臣所信表明演説
- 第173回国会 総理大臣所信表明演説
- 第171回国会 総理大臣施政方針演説
- 第174回国会 総理大臣施政方針演説
- 第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）
- 第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
- 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
- 安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）
- 生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）
- 生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

- 施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用
- 施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成21年度の事務運営の報告

重 施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

[平成21年度実施計画]

我が国は、ODAに関する国際公約やミレニアム開発目標の達成等に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。平成18年4月には、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、平成20年10月に、旧国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合しました。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資

金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

円借款、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的実施

我が国の海外経済協力（ODA、その他政府資金（OOF：Other Official Flow）及びこれらに関連する民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されました。

平成21年度は4回開催され、総理大臣、財務大臣等の出席の下、海外経済協力の方について活発な議論が行われました。

国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。こうした観点から、特定の国や地域をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。また、国際開発金融機関と、農業問題、気候変動、金融危機の途上国への影響を始めとする開発援助の諸問題についても積極的な意見交換を行いました。

<平成21年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績>

イ 世界銀行ハイレベル・ミッションとの政策対話（平成21年11月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：日本及び世界銀行の開発援助戦略等

ロ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成22年2月）

参加者：アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献と日本との協力等

ハ 世界銀行東アジア・大洋州総局との政策対話（平成22年3月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア・大洋州地域戦略等

NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成21年度は、3回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、経済成長の鍵を握る民間セクターの関与を促していくことが重要です。こうした考え方立って、政府は、平成20年11月より、民間企業による官民連携案件の提案の受付要領を公表し、我が国民間セクターとの連携強化に努めています。

国別援助計画の策定

ODAの戦略性、効率性、透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国(政府)の政治、経済、社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を把握した上で、向こう5年程度の援助の方向性等を定めた国別援助計画を策定しています。

平成21年度は、新規となるヨルダン、ウガンダ、マダガスカル及びモロッコの国別援助計画の策定及びカンボジア、スリランカ、モンゴル、ケニア、チュニジア、ニカラグア及びペルーの国別援助計画の見直しに向けた作業を行いました。その際、在外公館を中心とする現地ODAタスク・フォース（注）の積極的な関与を促しました。

(注) 現地ODAタスク・フォースは、日本大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）の現地事務所を主要メンバーに、日本の援助政策の立案や実施体制、さらには、他ドナーなど関連機関との連携を強化する目的でつくられ、平成15年3月以降、これまで79か国に設置されています（平成21年11月現在）。

(参考) 国別援助計画の策定・見直し作業の状況（平成22年3月現在）

国別援助計画は、次の32か国について策定済み。今後36か国まで拡充する予定。
インドネシア、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、
モンゴル、ラオス、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ウズベ
キスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、エジプト、チュニジア、
モロッコ、ヨルダン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、ザンビア、セネ
ガル、タンザニア、マダガスカル、ペルー、ニカラグア、ボリビア

ODA評価の充実

ODAをより効果的・効率的に活用し、質の高い援助を行うため、ODA評価を充実させることは重要です。財務省は、関係省・機関と連携しつつ、全ての円借款事業について、事業実施の妥当性や効率性、被援助国の債務持続性等の審査を通じて、その充実に貢献しています。

重 施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成21年度実施計画]

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務

平成20年10月、それまで旧国際協力銀行において一体的に実施してきた国際金融等業務と円借款業務については、国際金融等業務は日本政策金融公庫の国際協力銀行（JBIC）に、円借款業務は新国際協力機関にそれぞれ継承されました。新体制においても、両機関の有機的な連携を確保し、国際協力銀行業務と円借款業務のより効率的かつ効果的な実施を図っていきます。

我が国は、後発開発途上国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について引き続き関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成21年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において福田総理が表明したとおり、アフリカ向けに援助効果の高い円借款を提供していきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行業務については民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国

産業の国際競争力の維持・向上のための業務を引き続き行っています。具体的には、日本のプラント等の輸出支援、資源・エネルギー等の重要物資の安定的確保、日本の産業の国際的事業展開支援に努めています。また、今般の国際金融秩序の混乱に対処するため、JBICと国際金融公社（IFC）が中心となり途上国銀行資本増強ファンドを設立し、JBICを活用した貿易金融支援イニシアティブを発表しました。また、我が国企業が先進国等において行う事業に対して貸付け等を行う業務を実施するなど、来年度以降も金融市場に適応した効果的な施策を行い、途上国及び我が国企業の海外事業を支援し、国際金融秩序の混乱への対処の強化を図っていきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年も、アジア・太平洋地域の特に貧しい途上国に対し長期・低利の貸付を行うためのアジア開発基金（ADF）の増資に合意するなど、MDBsの活動に積極的に貢献しており、今後もMDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

我が国は、国際金融市場の混乱といった課題に迅速に対応していきます。金融市場の混乱への対応という観点からは、平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における合意に基づき、MDBsの資金基盤が十分であるかを検証し必要に応じこれを増強するとともに、IFC（国際金融公社）と合意した「途上国銀行資本増強ファンド」を活用した途上国支援を進めています。また、食料価格高騰への対応策として、農業生産性向上を含む農業の改革のための取り組みを、世銀等の関係機関とともに進めています。

さらに、MDBsは、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していきます。またMDBsを通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ（Global Environment Facility : GEF）。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム）の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

また、我が国は、途上国の努力を支援するため、平成20年1月に「クールアース・パートナーシップ」を発表し、5年間で適応・緩和策あわせて概ね100億ドル程度の資金供給を可能とする体制を構築しました。その一環として、JBICにアジア・環境ファシリティを創設し、平成20年度から活動を開始しました。また、平成20年7月に世界銀行理事会で設立が決定された気候投资基金（Climate Investment Funds : CIF）に対し最大12億ドルを拠出する旨表明しました。財務省は関係省庁間で密接な連携を図りながら、こうした多国間や二国間の取組みを通じ、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対する支援を行っていきます。

[事務運営の報告]

円借款、国際協力銀行業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、JICA（独立行政法人国際協力機構）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。一方、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るために金融の機能、国際金融秩序の混乱に対処するために必要な金融については、国際協力銀行（JBIC）によって実施されています。

イ 円借款業務

アジア地域を中心としつつ、TICADIVなどのイニシアティブも踏まえ、平成21年度は、9,797億円の円借款供与を決定しました。

(a) アジア地域

平成21年度は、円借款供与総額の約7割をアジア地域に供与しました。主な供与国は、インド(2,182億円)、ベトナム(1,456億円)です。

このように、円借款については、アジア地域に対し重点的に円借款を供与しており、平成21年12月に発表された成長戦略の柱の一つである「アジア経済戦略」を踏まえ、円借款を通じたインフラ整備等を行いました。

(b) アフリカ開発支援

我が国は、平成20年5月に横浜で開催したTICADIVにおいて、アフリカの持続的な経済成長と開発への支援を強化するため、5年間で最大40億ドルの円借款供与を表明しました。平成21年度においては、エジプト、ケニア、タンザニア等の7か国・1機関に対して合計約1,208億円の円借款供与を決定しました。

(c) 気候変動対策

平成21年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」などを踏まえ、我が国は、平成24年までの3年間に、官民合計で、1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明しました。平成21年度は、20年に創設された気候変動対策円借款の実績、7件(1,435.61億円)の円借款を供与しました。

(d) イラク復興支援

イラク復興国際会議(平成15年10月開催)において、我が国はイラク政府に対し、総額15億ドルの無償資金の供与と円借款による最大35億ドルまでの支援を合わせた総額50億ドルの支援の実施を表明しています。これに基づき、平成21年度は、中西部上水道セクタローン(約413億円)、アル・アッカーズ火力発電所建設設計画(約296億円)、デラロック水力発電所建設設計画(約170億円)の3案件、総額約8.5億ドル(約878億円)の円借款供与を決定しました。

(e) 国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

() 第六次開発政策借款(対インドネシア)等

世界銀行がインドネシアに対し供与した「第六次開発政策借款」について、我が国は90億円の円借款の協調融資を行いました。また、アジア開発銀行がフィリピンに対し供与した「第三次開発政策プログラム」について、我が国は92億円の円借款の協調融資を行いました。

() E S D Aイニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策 (Enhanced Sustainable Development for Asia: E S D A)」を発表しました。その一環として、アジア開発銀行との連携により迅速な円借款による支援を行うための枠組み (Accelerated Co-Financing scheme with ADB: A C F A) を創設し、今後5年間で20億ドルの円借款を供与することとしました。

平成21年度においては、E S D Aイニシアティブの下、458億円の円借款の供与を決定しました。

() E P S Aイニシアティブ

我が国は、平成17年6月、アフリカ開発銀行グループと共同で実施する、「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA for Africa)」を発表し、アフリカ地域に対して、今後5年間で10億ドルを目指とする円借款を供与することとしました。

平成21年度においては、E P S Aイニシアティブの下、モザンビーク（約60億円）、タンザニア（約71億円）及びウガンダ（約88億円）に円借款供与を決定しました。

参考指標 6-2-1：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
金額	5,666	8,435	9,448	8,443	9,797
件数	48	79	59	52	62

(出所) 国際局開発政策課調

(注) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	4,448	78.5	6,440	76.3	6,547	69.3	6,632	78.5	6,606	67.4
(ASEAN)	(2,272)	(40.1)	(2,320)	(27.5)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(36.1)	3,407	34.8
大洋州	-	-	-	-	46	0.5	-	-	83	0.8
中央アジア・コーカサス	293	5.2	-	-	-	-	433	5.1	177	1.8
欧 州	-	-	-	-	369	3.9	111	1.3	545	5.6
中近東	-	-	798	9.5	1,606	17.0	364	4.3	878	9.0
アフリカ	488	8.6	1,137	13.5	687	7.3	681	8.1	1,208	12.3

中南米	438	7.7	60	0.7	194	2.1	221	2.6	299	3.1
合 計	5,666	100.0	8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

□ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）は、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成21年度は、リーマン・ショック以来の国際金融秩序の混乱への対処として、時限的に実施している海外事業支援緊急業務（日本企業の先進国事業に対する支援等）が大幅に増えたことから、対前年度比24.9%の増加となる3兆3,651億円の出融資及び保証を行いました（参考指標 6-2-2参照）。

なお、海外事業支援緊急業務については、当初、平成21年度末までの実施が予定されていましたが、平成21年12月に策定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」により、平成22年度末まで延長されることになり、このために必要な財務大臣告示の改正が行われています。海外事業支援緊急業務の実績は、開始以来平成21年度末時点で、合計2兆594億円（開発途上国向け1,788億円、先進国向け1兆2,139億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン6,667億円）となっています。

また、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコの各政府が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行なえるよう国際協力銀行が支援を行いました（平成21年度計3,300億円）。

この他、国際協力銀行を巡っては、気候変動枠組条約第15回締約国会議（C O P 15）がコペンハーゲンで開催された機を捉え、鳩山イニシアティブが策定されたことを受け、新たに、地球環境保全に関する業務が追加されることになり、このために必要な法律改正が行われました（株式会社日本政策金融公庫法の改正＝平成22年3月31日公布・施行）。これにより、財政負担の少ないJ B I Cを活用して、我が国企業が途上国において実施する投資案件への支援だけでなく、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのI F C（国際金融公社）等の国際機関と協調した、支援を行うことが可能となりました。

平成21年度の出融資および保証の承諾額合計は3兆3,651億円で、対前年度比で6,711億円（24.9%）増加しています。

出融資承諾額は2兆6,571億円で、対前年度比で4,861億円（22.4%）増加しています。地域別にみると、アジア向け出融資承諾額が対前年度比で2,962億円（86.8%）増加しています。これは、インドネシアやマレーシア向けの、貿易金融支援等の金融危機対応案件や、日本のエネルギー供給源多様化への取り組みとして実施した、カザフスタン向けの油田開発事業案件が主な要因です。

また、前年度に海外事業支援緊急業務を開始したことにより、大きな伸びを示した

ヨーロッパ、北米地域向けについては、今年度も同地域における我が国企業の海外業務を支援しました。

その他としては、海外事業支援緊急業務の一環として、「邦銀経由ツーステップローン（6,576億円）」を特に中堅中小企業・中規模企業・準大手企業向けに実施しました。

保証承諾額は7,080億円で、前年度比で1,850億円（35.4%）増加しています。地域別では中南米向けが最も多く全体の35.1%を占めています。

参考指標 6-2-2：J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況
(L/Aベース、単位：億円、件数)

	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資	160	10,678	145	10,490	104	11,578	183	20,853	194	26,441
輸出金融	29	731	34	757	24	378	24	277	46	979
輸入金融	10	607	8	82	5	2,557	2	155	1	82
投資金融	117	8,744	94	8,896	67	7,325	149	18,166	134	21,937
事業開発等金融等	4	596	9	755	8	1,317	8	2,255	13	3,443
保証	38	2,736	43	6,038	30	5,343	30	5,230	22	7,080
出資	-	-	-	-	-	-	5	857	5	130
合計	198	13,414	188	16,528	134	16,921	218	26,940	221	33,651

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2009」（平成21年度は、国際局開発政策課調）

(注) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
アジア	3,017	3,314	4,742	3,412	6,374
(東南アジア)	(1,336)	(2,582)	(3,099)	(2,693)	(4,320)
大洋州	160	63	11	2,561	1,754
ヨーロッパ	1,021	230	78	6,016	4,804
中東	4,646	2,502	5,538	2,101	1,027
アフリカ	193	55	859	965	258
北米	171	257	50	2,158	2,884
中南米	1,409	4,068	300	2,695	2,628
国際機関等	63	-	-	-	92
その他	-	-	-	1,802	6,751
合計	10,678	10,490	11,578	21,709	26,572

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2009」等（平成21年度は、国際局開発政策課調）

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
アジア	335	548	2,248	849	2,136
(東南アジア)	(189)	(468)	(1,527)	(758)	(2,081)
大洋州	-	-	-	-	-
ヨーロッパ	-	194	203	47	380
中 東	-	70	314	-	-
アフリカ	-	-	412	170	-
北 米	1,468	1,796	1,097	2,156	2,076
中南米	891	3,431	1,069	2,008	2,488
国際機関等	42	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合 計	2,736	6,038	5,343	5,230	7,080

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2009」等(平成21年度は、国際局開発政策課調)

事業開発等金融の新規供与案件

(単位：百万ドル)

国 名	借入人	案件概要	承諾額
マレーシア	RHB BANK BERHAD	現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン	100
マレーシア	マレイアン銀行	現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン	200
インド	INDIA INFRASTRUCTURE FINANCE COMPANY LIMITED	デリー・ムンバイ産業大動脈プロジェクト	45
メキシコ	メキシコ石油公社	油ガス田開発事業	360
マレーシア	RHB BANK BERHAD	現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン	300
マレーシア	マレイアン銀行	現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業向けツーステップローン	200
インドネシア	インドネシア共和国政府	インドネシア共和国政府向け金融支援	1,650 億円
ブラジル	CONCESSIONARIADO RODOANEL OESTE S.A.	有料道路の運営・保守・近代化事業	200
南アフリカ共和国	THE STANDARD BANK OF SOUTH AFRICA LIMITED	貿易金融支援	150
マレーシア	マレーシア輸出入銀行	貿易金融支援	100
インドネシア	インドネシア輸出入銀行	貿易金融支援	100
—	アンデス開発公社	貿易金融支援	100
インド	ICICI BANK LIMITED	貿易金融支援	100

(出所) 国際局開発政策課調

国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念を国際開発金融機関の施策に適切に反映するよう努めています。

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するための支援に積極的に取り組みました。例えば、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドンサミット）において各国と協力し、MDBsの途上国向け支援の拡大を求めました。また、MDBsの資金基盤増強については、アジア開発銀行の第5次増資の合意に貢献したほか、他のMDBsの資金基盤増強と改革の議論にも積極的に参加しました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。（<http://www.mof.go.jp/mdbs/09/index.html>）

（新） 業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数 （単位：回）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標	実績
開催回数		17	18	35	42	増加
						43

（出所）国際局開発機関課調

（注1）総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会（18年度まではMDBs研究会）の回数。

（注2）開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

参考指標6-2-3：国際開発金融機関関連の国際会議

世銀・IMF合同開発委員会 平成21年 4月26日（ワシントンD.C.）

10月5日（イスタンブール（トルコ））

IMF・世銀総会 平成21年 10月6日（イスタンブール（トルコ））

アジア開発銀行総会 平成21年 5月4～5日（パリ（インドネシア））

米州開発銀行総会 平成22年 3月19～23日（カンクン（メキシコ））

アフリカ開発銀行総会 平成21年 5月13～14日（ダカール（セネガル））

欧州復興開発銀行総会 平成21年 5月15～16日（ロンドン）

会議名	最近の開催状況
世銀・IMF合同開発委員会	<ul style="list-style-type: none">世銀・IMF合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。平成21年4月の会合（ワシントンD.C.）では、世界経済危機が途上国に与える影響と国際金融機関の役割を議論するとともに、投票権改革についての議論が行われました。

会議名	最近の開催状況
	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年10月の会合（イスタンブル）では、世界銀行グループの資金基盤の強化や投票権改革についての議論が行われました。
アジア開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（バリ）では、経済危機に対するアジア開発銀行の取組や、同年4月に決議された第5次一般増資に基づき今後のアジア開発銀行が果たすべき役割や域内諸国の経済情勢・課題等についての議論が行われました。
米州開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成22年3月の総会（カンクン）では、米州開発銀行の一般増資やハイチ向け債務削減について議論が行われ、70%規模の一般増資とハイチの債務削減策について原則合意に達しました。
アフリカ開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（ダカール）では、アフリカ地域の経済情勢・課題やアフリカ開発銀行の業務運営について議論が行われました。
欧州復興開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 平成21年5月の総会（ロンドン）では、中欧等諸国への危機対応や、欧州復興開発銀行の業務のあり方、今後の課題についての議論が行われました。

参考指標6-2-4：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日 (順位)	8.1% (第2位)	19.4% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.8	21.4	24.0	18.5
独	4.6	11.0	5.4	5.1
英	4.4	10.2	5.1	4.9
仏	4.4	7.3	5.1	4.9

	アジア開発銀行	
	通常資本 (O C R)	アジア開発基金 (A D F)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.0% (第1位)
米	15.6	14.2
独	4.3	6.3
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.7

	米州開発銀行グループ				米州投資公社 (I I C)	
	米州開発銀行			多数国間投資資金 (M I F)		
	通常資本 (O C)	特別業務基金 (F S O)				
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	34.2% (第2位)	3.4% (第6位)		
米	30.0	50.2	39.0	25.0		
独	1.9	2.4	—	1.9		
英	1.0	1.8	1.3	—		
仏	1.9	2.3	0.9	3.1		

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (E B R D)
	アフリカ開発銀行 (A f D B)	アフリカ開発基金 (A f D F)	
	日 (順位)	11.7% (第2位)	
日 (順位)	5.5% (第3位)	11.7% (第2位)	8.5% (第2位)
米	6.6	12.0	10.0
独	4.1	10.1	8.5
英	1.7	7.6	8.5
仏	3.7	10.2	8.5

(出所) 各機関年次報告書 (平成22年4月現在における最新版)

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行いました。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が途上国に大きな影響を及ぼす中で、貧困層を対象とする危機対応プロジェクトを積極的に支援しました。

参考指標6-2-5：国際開発金融機関等に対する拠出金 (単位：億円)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
技術支援等を目的とした拠出金					
国際開発金融機関拠出金	236.5	206.9	192.3	177.7	215.6
世界銀行グループ	136.3	120.8	99.5	85.8	111.0
アジア開発銀行	79.2	55.7	75.4	69.2	86.9
米州開発銀行	14.4	12.9	11.6	9.4	8.8
アフリカ開発銀行	1.9	13.1	1.4	9.4	2.1
欧州復興開発銀行	4.7	4.4	4.4	3.9	6.9
I M F 拠出金	27.1	41.2	41.2	47.4	33.8
合 計	263.6	248.1	233.4	225.1	249.4

(出所) 財務省国際局開発機関課調

＜平成21年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例＞

- (a) 世界銀行 : 金融危機、食糧価格高騰の影響を受けた人々に対する栄養改善プロジェクト（スリランカ）
平成22年3月承認（承認額約290億ドル）
- (b) アジア開発銀行：中小規模起業家への金融危機対策支援（インド）
平成22年3月承認（承認額：300万ドル）

八 地球環境ファシリティ（G E F）を通じた取組

途上国による地球環境の保全・改善への取組みを支援するため、世界銀行に設立されたG E Fに対し、我が国も資金拠出を行っています。平成21年度は、G E F評議会において、G E Fの支援活動の効果・効率性をさらに高める観点から、地球環境上の優先度及びパフォーマンスに基づいた各国への資金割当に関する枠組みの改善等の議論に積極的に参加しました。

また、G E F第5次増資（平成22年～平成26年）交渉（第二回会合を平成21年6月、第三回会合を同年10月、第四回会合を同年11月、第五回会合を平成22年3月に開催）に主要ドナー国として、今後のG E Fのあり方に関する議論に積極的に参加しました。

二 気候投資基金（C I F）を通じた取組

平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、世界銀行に設立されたC I Fに対し、12億ドル相当円の拠出を行うための予算措置を講ずるとともに、同基金による着実な支援に向けて運営に参画しました。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

[平成21年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: H I P C s）に対しては、「拡大H I P Cイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P Cイニシアティブの着実な進捗に向け取り組みます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うこと等について、G 7、世界銀行、IMF等で議論が進められています。財務省としても、G 7、G 20やパリクラブ等国際的枠組における議論に積極的に参加するとともに、債務に関する諸問題について、従来から積極的に取り組んできた借入国側における債務管理能力の構築のほか、新興国における貸付政策に関するセミナーの開催等、知的貢献策についても検討していきます。

[事務運営の報告]

パリ・クラブ債務救済の実績

平成21年度においては、8件の合意が成立しました。

(参考) 平成21年度のパリ・クラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
21年 4月	セイシェル	債権残高 約1.6億ドルのうち名目ベースで 45%削減、残余は繰延	二国間合意文書締結準備中
5月	象牙海岸	債権残高 約72.2億ドル 削減額 約8.5億ドル 繰延額 約38.5億ドル	繰延 約114.9億円 (二国間合意文書締結済み)
7月	ハイチ	債権残高 約2.1億ドル全額削減	我が国は債権なし
9月	中央アフリカ	債権残高 約0.6億ドルほぼ全額削減	削減 約2.6億円 (二国間合意文書締結済み)
11月	コモロ	債権残高 約0.1億ドル 削減額 約0.0億ドル 繰延額 約0.1億ドル	我が国債権なし
22年 2月	コンゴ(民)	債権残高 約69.2億ドル 削減額 約13.1億ドル 繰延額 約16.5億ドル	二国間合意文書締結準備中
3月	アフガニスタン	債権残高 約10.3億ドル全額削減	我が国は債権なし
3月	コンゴ(共)	債権残高 約24.0億ドル全額削減	我が国は債権なし

拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HICPsが貧困削減のためにIMFの経済構造改革プログラムの実施、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したHICPsの債務を全額放棄しています。平成21年度は、新たに4か国(ハイチ、中央アフリカ、アフガニスタン、コンゴ(共))が加わり、完了時点を到達国は全体で28か国となりました。

なお、我が国は、これまで拡大HIPCイニシアティブ完了時点を到達国に対して、公的二国間債権者の中でフランスに次ぐ最大級の債務削減(累計約5,000億円(平成20年3,713百万ドル→平成21年3,982百万ドル))を実施しました。

(注) 完了時点(Completion Point: CP)とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

債務国の中長期持続性分析の枠組み

平成21年4月の金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）や国際通貨金融委員会（IMF）における債務持続性枠組みの見直しの要請を受けて、21年8月に世銀・IMFにおける債務持続性枠組みの見直しや、IMFプログラムの策定に関し、適切な借入基準が設定されるよう、理事会等の議論に積極的に参加しました。

施 策 6-2-4：知的支援

[平成21年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取り組みを踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締り能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成21年度は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者を対象とした研修・セミナーや専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るために、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成21年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約することで効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成21年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（A S E A N諸国及び中国）と平成20年5月に開催したT I C A D IVを踏まえてアフリカ諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、W C O の枠組みを通じ、専門家派遣等の支援に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成21年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

	平成21年度の実施状況
ラオス証券市場設立に係る技術協力	<ul style="list-style-type: none">ラオスでは、平成22年10月までに証券取引所を設立することを目標としており、証券市場設立に携わるラオス金融当局関係者の能力向上を技術支援の目的としています。日本の証券市場の規制・制度及び証券市場の監視・監督機関をテーマとした人材育成セミナーや、金融当局、金融機関・投資家等を対象にした証券市場・取引に係る基本的な知識を広めるためのセミナーを日本及び現地にて実施しました。
インドネシアに対する財政金融分野の技術協力	<ul style="list-style-type: none">アセアン各国の経済活動の主体である中小企業にとって、情報の非対称性の問題が障害となり、銀行等からの資金調達が困難となっています。この非対称性の問題に対処するため、中小企業の信用情報のインフラ整備が重要です。我が国からインドネシアに専門家を派遣し、財務省、中央銀行の職員を対象に、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行いました。

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成21年度の実施状況
財政経済長期セミナー	<ul style="list-style-type: none">開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、アジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none">中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、グルジア、タジキスタン及びトルクmenistanの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。

ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ベトナム社会政策銀行に対する政策金融セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム社会政策銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトとして、小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウを伝授するためのセミナーを現地（ハノイ）にて実施しました。
マレーシア中小企業銀行に対する政策金融セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア中小企業銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトについて、現地（クアラルンプール）に専門家を派遣して進め方等に関する協議を実施し、それを受けた小零細企業への融資審査手法の改善に関するセミナーを日本にて実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成21年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。
	JICA（独立行政法人国際協力機構）プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOフェローシップ・プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理、原産地規則及び情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
	WCO／日本関税技術協力プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、組織マネジメント、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。

	A P E C 税関手続小委員会プログラム	・知的財産の保護及び関税評価に関する国別ワークショップを実施し、我が国の専門家を派遣しました。
--	-----------------------	---

参考指標 6-2-6：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）
[受入研修・セミナーの実績] (単位：件、人)

		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
コース数	国際局	3	3	1	2	1
	財務総研	6	6	6	5	4
	関税局	36	29	21	27	41
	合計	45	38	28	34	46
受入人数	国際局	28	31	17	37	13
	財務総研	80	91	86	58	42
	関税局	367	279	217	262	376
	合計	475	401	320	357	431

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

[専門家派遣の実績] (国際局・財務総研分) (単位：件、人)

		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
案件数	国際局	0	1	2	0	1
	財務総研	10	6	3	16	11
	合計	10	7	5	16	12
派遣人数	国際局	0	2	2	0	2
	財務総研	37	25	15	48	47
	合計	37	27	17	48	49

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

[専門家派遣及び地域セミナーの実績] (関税局分) (単位：件)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
専門家派遣	100	88	76	66	69
セミナー	11	10	10	9	21

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成21年度予算額：153,753百万円[20年度予算額：193,609百万円]

平成21年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

5 . 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) O D A の効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議での議論を踏まえつつ、関係省庁との意思疎通を一層緊密なものとすると共に、新J I C Aの下において、円借款、技術協力、無償資金協力の3スキームの一体的活用を図ることにより援助効果の促進を目指したほか、国際金融機関等との援助協調の強化、N G O等との連携、国別援助計画の充実等に取り組みました。

(2) 円借款による二国間支援

債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組みました。平成21年度は、国際開発金融機関と連携し「緊急財政支援円借款」を通じてアジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）のプロセスを継続・強化すべくアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与しました。

また、21年7月に「官民連携推進等のための円借款迅速化」の発表を行うなど、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを行いました。

(3) 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

平成21年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するための支援に積極的に取り組みました。例えば、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドンサミット）において各国と協力し、MDBsの途上国向け支援の拡大を求めました。また、MDBsの資金基盤の増強については、アジア開発銀行の第5次増資の合意に貢献したほか、その他のMDBsの資金基盤増強及び改革の議論にも積極的に参加しました。

さらに、我が国とMDBsの協力を強化し、我が国のODA政策の理念をMDBsの政策に反映していく観点から、開発問題研究会及び政策対話の開催に積極的に取り組みました。

(4) 平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ「中西部上水道セクターローン」等3件の円借款の供与を行う等支援の着実な実施に努めた。また、スリランカについては、四半世紀以上に及ぶ内戦の終結を受け、スリランカの平和の定着の促進を後押しするとの観点から、「東部州給水開発計画」等2件の円借款の供与を行った。

(5) 債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加しました。

HIPC sについては、象牙海岸、ハイチ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ（民）、アフガニスタン、コンゴ（共）に対し、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、セイシェルに対し、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、同国の状況に見合った措置を行いました。

債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMFにおける債務持続性の見直しや、IMFプログラムの策定に関し、適切な借入基準が設定されるよう、理事会等での議論に積極的に参加しました。

(6) 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣について、事前（要望調査のための現地担当者等へのヒアリングやアンケート）及び事後（受入研修や現地ミッション終了時の意見交換）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行いました。

技術援助の実施に当たっては、開発途上国の要望を的確に把握するため、相手国の政策・実務担当者との直接の協議を重視するとともに、在外公館の財政経済担当者との情報交換を重視しました。また、効果的な技術援助の実現のために、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組みました。また、WCOを通じ、知的財産の保護を含め、途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。また、WCOを通じ、知的財産の保護を含め、途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

6 . 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成20年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成21年11月公表の最新値）は、全体として対前年比4.8%増の31,783百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAを活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。平成20年についても、民間資金が8%の伸びを記録しています。

なお、平成20年におけるODA実績は、対前年比24.7%増の9,579百万ドル（円借款等の回収金を差し引いたネットの金額）となり、OECD・DAC（経済協力開発機構・開発援助委員会）は、そのプレスリリースの中で、「2000年以来続いた日本のODAの減少傾向（債務救済が高水準であった2005年及び2006年のピークを除く）は反転した」と特記しています。ODA実績が大幅増となったことは、国際機関向けの拠出等が増加したことによるものです。

参考指標 6-2-7：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	平成16年	17年	18年	19年	20年
ODA	8,922	13,126	11,136	7,679	9,579
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,372	-2,421	2,438	211	-1,986
民間資金	4,392	12,278	12,290	21,979	23,738
非営利団体による贈与	425	255	315	446	452
総計	11,368	23,238	26,179	30,315	31,783

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。

(参考) 平成19年、20年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成19年	平成20年		
経済協力総額	ODA	二国間			
		贈与	無償資金協力	3,414	4,777
		政府貸付等	技術協力	2,569	2,987
		国際機関に対する出資・拠出等		-205	-940
			1,901	2,756	
	ODA計	7,679	9,579		
OOF	輸出信用(1年超)		-772	-629	
	直接投資金融等		543	-1,952	
	国際機関に対する融資等		441	594	
	OOF計	211	-1,986		
民間資金	輸出信用(1年超)		2,586	-4,878	
	直接投資等		18,037	25,710	
	その他二国間証券投資等		3,251	3,952	
	国際機関に対する融資等		-1,896	-1,046	
		民間資金計	21,979	23,738	
	非営利団体による贈与		446	452	
ネットベース、単位：百万ドル					
(出所) 財務省、外務省発表					
(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。					
	資金の流れ総計	30,315	31,783		

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

参考指標 6-2-8：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

(単位：億ドル)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
農業・漁業・林業	19.3	17.5	17.2	13.6	34.0
教育	19.5	19.9	20.2	19.3	34.5
エネルギー・鉱業	18.2	30.3	17.8	41.8	62.7
金融	16.8	23.2	16.1	15.4	42.4
保健・その他の社会サービス	22.2	21.3	27.5	16.1	63.0
産業・貿易	16.3	15.4	11.8	15.4	28.1
情報・通信	1.9	0.8	1.5	0.6	3.3
法務・司法・行政	55.7	58.6	54.7	53.0	94.9
運輸	31.4	32.1	49.4	48.3	62.6
上下水・治水	21.8	17.2	30.6	23.6	43.6
合計	223.1	236.4	247.0	247.0	469.1

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

(単位：億ドル)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
農業・天然資源	3.1	8.1	1.5	4.4	4.4
エネルギー	10.7	13.7	14.0	24.6	21.3
金融	2.8	17.9	11.6	1.2	5.1
産業・貿易	0.3	0.1	1.0	1.7	1.0
教育	0.6	2.5	1.5	1.3	0.9
保健・社会保障	0.6	—	0.5	2.1	0.9
給水・衛生・廃棄物処理	6.2	6.4	4.1	4.0	8.1
運輸・通信	17.2	14.3	39.3	27.3	23.5
公共政策	7.8	2.2	11.8	19.5	53.1
多目的	8.6	8.8	15.9	18.8	14.1
合計	58.0	74.0	101.1	104.9	132.3

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁をはじめとして、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、

各国際開発金融機関と協力しながら、例えばリクルートミッションの実施など、日本人採用の推進に積極的に取り組んでいます。

国際機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成20年12月	96	124	20	2	18
	平成21年12月	104	129	17	3	18
日本人幹部職員数 (平成21年12月)		8	7	4	0	2
日本人比率	2.3%	14.2%	1.1%	0.3%	1.7%	

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについては、平成21年6月末現在の人数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-2 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 企画立案に向けた提言

ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。平成22年度は行政刷新会議による指摘も踏まえつつ、一層効率的かつ戦略的な援助の実施に努めます。

円借款による二国間支援

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る

観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成22年度は、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、TICADIVのプロセスを継続・強化すべくアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与し、その着実な実施に取り組んでいきます。また、COP15で取りまとめられたコペンハーゲン合意などを踏まえ、鳩山イニシアティブに基づく円借款の供与に取り組んでいきます。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度を見直していきます。

国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBsは気候変動対策や貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、我が国はMDBsの必要な資金基盤を確保しつつ、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること、増資に係る加盟国の負担をできる限り抑制しつつ、十分な業務量を確保できるように努めることを求めていきます。

また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、各機関とともに取組を強化していきます。

債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

HIPCについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めています。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等を通じて我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することに取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税關における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税關の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

平成21年度政策評価結果を受け、行政刷新会議による指摘も十分に踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成23年度予算要求において、必要な経費の確保に努めています。